

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		終身建物賃貸借事業の認可
根拠条例・規則等名		高齢者の居住の安定確保に関する法律
条 項		第 5 2 条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話 : 048-829-1520)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	審査基準は、以下の要件を満たすこと。 ・法第 5 4 条に定めによる。 ・さいたま市終身賃貸事業認可等事務取扱要綱の定めによる。
	設定等年月日	平成 13 年 8 月 5 日設定 平成 31 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30 日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りでない。
	設定等年月日	平成 13 年 8 月 5 日設定 平成 13 年 8 月 5 日最終改正
備 考		